

資料

令和元年9月18日開催
第6回美瑛町議会定例会資料

○条例の全部改正

議案第1号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について	-----	1~36
---	-------	------

○条例の一部改正

議案第2号 美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	-----	37~39
議案第3号 美瑛町税条例の一部改正について	-----	40~49
議案第4号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者 負担に関する条例の一部改正について	-----	50~63
議案第5号 美瑛町保育所条例の一部改正について	-----	64~65
議案第6号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について	-----	66~71

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の全部を改正する条例の制定要旨

1 制定の要旨

子ども・子育て支援法の一部改正による施設等利用給付の創設に伴う字句の整理と、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化に伴い現行の1号及び2号認定子どもの食材料費が、原則、保護者負担となること等、子ども子育て支援制度が大きく変わり、文言及び条項について大幅な整理が必要となることから、旧条例の全部を改正するもの。

2 制定（改正）の概要

- (1) 施設等利用給付の創設に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。
- (2) 3歳から5歳までの全ての子どもの利用料を無償とする。
- (3) 0歳から2歳までの子どもの利用料については、従来の生活保護世帯に加えて住民税非課税世帯についても無償とする。
- (4) 現行の1号認定子ども及び2号認定子どもの食材料費が、原則、保護者負担となるが、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降については、免除とする。

3 施行期日

令和元年10月1日

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条～<u>第34条</u>）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（<u>第35条・第36条</u>）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（<u>第37条</u>）</p> <p>第2節 運営に関する基準（<u>第38条～第50条</u>）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第51条・第52条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第53条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(6) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(7) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条～<u>第32条</u>）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（<u>第33条・第34条</u>）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（<u>第35条</u>）</p> <p>第2節 運営に関する基準（<u>第36条～第48条</u>）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（<u>第49条・第50条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第51条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1条 【略】 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(6) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(7) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する</p>

新	旧
<p>教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(8) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(9) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</p> <p>(10) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</p> <p>(11) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</p> <p>(12) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</p> <p>(13) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(14) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</p> <p>(15) 【略】</p> <p>(16) 【略】</p> <p>(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p>	<p>支給認定子ども _____ をいう。</p> <p>(8) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(9) 支給認定の有効期間 _____ 法第21条に規定する支給認定の有効期間 _____ をいう。</p> <p>(10) 【略】</p> <p>(11) 【略】</p> <p>(12) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により町が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 _____ に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和元年9月18日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
(18) 【略】	(13) 【略】
(19) 【略】	(14) 【略】
(20) 【略】	(15) 【略】
(21) 【略】	(16) 【略】
(22) 【略】	(17) 【略】
(23) 【略】	(18) 【略】
(24) 【略】	(19) 【略】
(25) 【略】	(20) 【略】
(26) 【略】	(21) 【略】
(27) 【略】	(22) 【略】
(一般原則)	(一般原則)
第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、 <u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u>	第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、 <u>良質かつ適切な</u>
	<u>内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u>
2～4 【略】	2～4 【略】
第4条 【略】	第4条 【略】
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った <u>教育・保育給付認定保護者</u> （以下「利用申込者」という。）に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、 <u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u> その他の利用申込者の教育・保育の	第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った <u>支給認定保護者</u> （以下「利用申込者」という。）に対し、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、 <u>利用者負担</u> その他の利用申込者の教育・保育の

新	旧
<p>定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考を行うに当たって、その方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法<u>第24条第3項</u>(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの</u>該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区</p>	<p>定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考を行うに当たって、その方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>支給認定の有無、支給認定子どもの</u>該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区</p>

新	旧
<p>分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定の申請に係る援助</u>)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</u></p> <p>(<u>心身の状況等の把握</u>)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(<u>小学校等との連携</u>)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>分、<u>支給認定の有効期間</u>及び保育必要量等確かめるものとする。</p> <p>(<u>支給認定</u>の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(<u>心身の状況等の把握</u>)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(<u>小学校等との連携</u>)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>

新	旧
<p>第12条 【略】 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育</p> <hr/> <p>を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額</u></p> <hr/> <p>をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>をいう。次項に</p>	<p>第12条 【略】 (利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（<u>特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。</u>）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u></p> <hr/> <p>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）</u>をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（<u>法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）</u>をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては<u>法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）</u>を、特別利用教育を提供する場合にあっては<u>法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）</u>をいう。次項に</p>

新	旧
<p>において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次</u>に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) <u>食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用</u></p> <hr/> <p><u>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101</u></p> <p><u>円</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども</u></p>	<p>において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次の各号</u>に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u></p>

新	旧
<p><u>もに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）</u> <u>57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</u></p> <p><u>イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</u> <u>（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u> <u>（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</u></p> <p><u>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育</p>	<p>(4) 【略】</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保</p>

新	旧
<p>給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>第15条 【略】</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保</p>	<p><u>護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>第14条 【略】</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保</p>

新	旧
<p>育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（教育・保育給付認定保護者に関する町への通知）</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p>	<p>育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u> _____ その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又は<u>その保護者</u> _____ に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u> _____ に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに<u>当該支給認定子ども</u>の<u>保護者</u> _____ 又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（支給認定保護者 _____ に関する町への通知）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u> _____ が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p>

新	旧
<p>第20条 特定教育・保育施設は、次_____に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 【略】</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第19条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の_____費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6)～(11) 【略】</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 【略】</p>	<p>第20条 特定教育・保育施設は、支給認定子ども_____に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども_____に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 【略】</p>
<p>第22条 【略】</p> <p>第23条 【略】</p> <p>(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</p>	<p>第21条 【略】</p> <p>第22条 【略】</p> <p>(支給認定子ども_____を平等に取り扱う原則)</p>
<p>第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>第23条 特定教育・保育施設においては、支給認定子ども_____の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>
<p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども_____</p>	<p>第24条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子ども_____</p>

新	旧
<p>もに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>__に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>第25条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(秘密保持等)</p>	<p>(秘密保持等)</p>
<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第26条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子ども</u>の保護者__の同意を得ておかなければならない。</p>
<p>(情報の提供等)</p>	<p>(情報の提供等)</p>
<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよ</p>	<p>第27条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しよ</p>

新	旧
<p>うとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p><u>(利益供与等の禁止)</u></p> <p><u>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）</u>、<u>教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</u></p> <p><u>(苦情解決)</u></p> <p><u>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>うとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p><u>(苦情解決)</u></p> <p><u>第28条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者</u> <u>その他の当該支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>

新	旧
<p>2 【略】</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>2 【略】</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>5 【略】</p>	<p>5 【略】</p>
<p>第31条 【略】</p>	<p>第29条 【略】</p>
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第32条 【略】</p>	<p>第30条 【略】</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>3 【略】</p>	<p>3 【略】</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>第33条 【略】</p>	<p>第31条 【略】</p>

新	旧
<p>(記録の整備)</p> <p><u>第34条</u> 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</u></p> <p>(2) <u>第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録</u></p> <p>(3) <u>第19条の規定による町への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p><u>第35条</u> 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定めら</p>	<p>(記録の整備)</p> <p><u>第32条</u> 【略】</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第14条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</u></p> <p>(2) <u>第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) <u>第18条に規定する町への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u></p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p><u>第33条</u> 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定めら</p>

新	旧
<p>れた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。</p>	<p>れた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章_____（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と_____す</p> <p>る。</p>

新	旧
<p>(特別利用教育の基準)</p> <p><u>第36条</u> 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>以下この条において同じ。</u>）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の<u>総数</u>を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども<u>　</u>」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども<u>　</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲</u></p>	<p>(特別利用教育の基準)</p> <p><u>第34条</u> 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>次項</u>において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の<u>数</u>を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を<u>含むものとして、本章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、<u>第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」</u>とあるのは「<u>除く。</u>）」とあるのは「<u>除く。</u>）」</p>

新	旧
<p>げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受けるものを除く。)」とする。</p>	<p>る。」とする。</p>
<p>(利用定員)</p>	<p>(利用定員)</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の _____ 利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年美瑛町条例第4号。以下「家庭的保育事業等条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、 _____ 6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあっては、 _____ 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、 _____ 1人とする。</p>	<p>第35条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を _____ 1人以上5人以下、小規模保育事業A型(美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成28年美瑛町条例第4号。以下「家庭的保育事業等条例」という。)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人とする。</p>
<p>2 【略】</p>	<p>2 【略】</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>
<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定す</p>	<p>第36条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第44条に規定す</p>

新	旧
<p>る運営規程の概要、<u>第42条</u>に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>る運営規程の概要、<u>第40条</u>に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担 その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 【略】</p>	<p>2 【略】</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p><u>第39条</u> 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p><u>第37条</u> 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u> から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども <u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の<u>同号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの<u>数</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考を行うに<u>当たって</u>、その方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>	<p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考を行うに<u>あたって</u>、その方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に</p>

新	旧
<p>対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条第1項</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 【略】</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>この項から第5項まで</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。<u>ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるもの</u></p>	<p>対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、<u>第40条</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第38条 【略】</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>この項</u>において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>

新	旧
<p><u>において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</u></p> <p>(3) <u>当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</u></p> <p><u>2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化さ</u></p>	<p>(1) <u>特定地域型保育の提供を受けている支給認定子ども</u> _____ に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) <u>必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）</u> _____ を提供すること。</p> <p>(3) <u>当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども</u> _____ （事業所内保育事業を利用する支給認定子ども _____ にあっては、第35条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者 _____ の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

新	旧
<p><u>れていること。</u></p> <p><u>(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p><u>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者</u></p> <p><u>4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が相当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p>	

新	旧
<p>(1) <u>法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>6 <u>【略】</u></p> <p>7 <u>事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>9 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p>	<p>2 <u>【略】</u></p> <p>3 <u>事業所内保育事業を行う者であって、第35条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>4 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p>

新	旧
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額_____をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額_____をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。）を提供した際は、支給認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者_____から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>

新	旧
<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次</u>に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、<u>次の各号</u>に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>

新	旧
<p>第44条 【略】 第45条 【略】 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) 【略】 (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 【略】 第48条 【略】 (記録の整備) 第49条 【略】</p>	<p>第42条 【略】 第43条 【略】 (運営規程) 第44条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第48条において準用する第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(4) 【略】 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)～(11) 【略】 (勤務体制の確保等) 第45条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 【略】 第46条 【略】 (記録の整備) 第47条 【略】</p>

新	旧
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次<u> </u>に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供</u>の記録</p> <p>(3) <u>次条において準用する第19条の規定による町への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u> (準用)</p> <p><u>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型</u></p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第42条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</u></p> <p>(2) <u>次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) <u>次条において準用する第18条に規定する町への通知に係る記録</u></p> <p>(4) <u>次条において準用する第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>(5) <u>次条において準用する第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</u> (準用)</p> <p><u>第48条 第8条から第12条まで(第10条を除く。)、第16条から第18条まで及び第22条から第31条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。</u></p>

新	旧
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第37条第2項及び第38条第2項を除く。）の規定を適用する。</p>

新	旧
<p>「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）</u>」に要する費用」と、同条第5項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>第2項から第3項まで</u>」とする。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p>
<p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例を遵守しなければならない。</p>	<p>第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____ に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号 _____</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの数 _____</u>及び _____ 特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども _____</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども _____</u>を含む。）の総数が、第</p>

新	旧
<p><u>(特定保育所に関する特例)</u></p> <p><u>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</u></p>	<p><u>(施設型給付費等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるの</u></p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

令和元年9月18日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
	<p>は「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、家庭的保育事業等条例の施行の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(地域型保育給付費に関する経過措置)</p> <p>第2条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第41条第1</p>

新	旧
	<p>項中「<u>法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額</u>」と、同条第2項中「<u>法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額</u>」とする。</p>
<p>(利用定員に関する経過措置)</p>	<p>(利用定員に関する経過措置)</p>
<p>第3条 小規模保育事業C型にあつては、<u>令和2年3月31日まで</u>の間、<u>第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。</u></p>	<p>第3条 小規模保育事業C型にあつては、<u>平成32年3月31日まで</u>の間、<u>第35条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。</u></p>
<p>(連携施設に関する経過措置)</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p>
<p>第4条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、<u>法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる</u>と町が認める場合は、<u>第42条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日まで</u>の間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>第4条 特定地域型保育事業者_____は、連携施設の確保が著しく困難であつて、<u>法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる</u>と町が認める場合は、<u>第40条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日まで</u>の間、連携施設を確保しないことができる。</p>

美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号)の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

印鑑登録をすることが不可能であった「旧氏であらわされた印鑑」及び「旧氏を組み合わせてあらわされた印鑑」について、登録することが可能となる旨の規定を追加し、それに関連する規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和元年11月5日

新	旧
<p>第1条 【略】 (登録の資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本町が備える住民基本台帳</u>に記録されている者1人1個に限り印鑑登録を受けることができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>第3条～第4条 【略】 (登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組合せたものであらわされていないもの</u></p> <p>(2) <u>職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項をあらわしているもの</u></p> <p>(3)～(6) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第6条～第11条 【略】 (印鑑登録のまっ消)</p> <p>第12条 【略】 (1)～(2) 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (登録の資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本町の住民基本台帳</u>に記録されている者1人1個に限り印鑑登録を受けることができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>第3条～第4条 【略】 (登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組合せたものであらわされていないもの</u></p> <p>(2) <u>職業、資格その他氏名又は通称以外の事項をあらわしているもの</u></p> <p>(3)～(6) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第6条～第11条 【略】 (印鑑登録のまっ消)</p> <p>第12条 【略】 (1)～(2) 【略】</p>

新	旧
<p>(3) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)ことにより、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第13条～第19条 【略】</p>	<p>(3) 氏名、氏 _____ 若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)ことにより、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第13条～第19条 【略】</p>

美瑛町税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

町税の減免に関する条例の見直しを行い、本条例に統合するとともに、地方税法の改正に伴い軽自動車税の環境性能割が創設されることから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1)「町税の減免に関する条例」に規定されている次の条文を本条例に統合し、「町税の減免に関する条例」を廃止する。

- ①町民税の減免に係る条文
- ②固定資産税の減免に係る条文
- ③軽自動車税の種別割の減免に係る条文
- ④身体障害者等に対する種別割の減免に係る条文
- ⑤特別土地保有税の減免に係る条文

(2) 軽自動車税の環境性能割創設に伴う、減免規定等を追加する。

(3) その他、条文の整備

3 「町税の減免に関する条例」に規定されている条文の移行先

移行元	移行先	
町税の減免に関する条例 (廃止)	美瑛町税条例	美瑛町税減免規則 (新たに制定)
第1条 趣旨		第1条及び第2条
第2条 用語の意義	各税目へ	
第3条 町税の免除		
第4条 町民税の減免	第51条	第3条
第5条 家屋に対する固定資産税の減免	第71条	第4条
第6条 土地に対する固定資産税の減免	第71条	第4条
第7条 償却資産に対する固定資産税の減免	第71条	第4条
第7条の2 公衆浴場に係る固定資産税の減免		第4条

第8条 天災地変の場合における固定資産税の減免の特例	第71条	第4条
第9条 軽自動車税の減免	第89条	第5条
第9条の2 身体障害者等に対する軽自動車税の減免	第90条	第5条
第9条の3 社会福祉法人等に対する軽自動車税の減免	第89条	第5条
第10条 鉱産税の減免	廃止	
第11条 特別土地保有税	第139条の3	・第6条 ・第7条に減免対象額を新設
第12条 災害等による期限の延長	第18条の2	
第13条 減免割合の特例	廃止	
第14条 広域災害の場合の減免の特例	廃止	
第15条 延滞金等の減免	廃止（美瑛町延滞金減免規則へ）	
第16条 減免の申請		・第8条 ・第9条に減免の決定を新設 ・第10条に減免申請の却下を新設 ・第11条に減免事由の消滅を新設
第17条 届出	第71条	
第18条 減免の取消		第12条
第19条 委任		第13条

4 施行期日

令和元年10月1日

新	旧
<p>第1条～第18条の3 【略】 (納税証明書の交付手数料)</p>	<p>第1条～第18条の3 【略】</p>
<p>第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、美瑛町手数料徴収条例（平成12年美瑛町条例第28号）に定める手数料を納付しなければならない。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p>	<p>第18条の4 削除</p>
<p>第19条～第50条 【略】 (町民税の減免)</p>	<p>第19条～第50条 【略】</p>
<p>第51条 町長は、次に掲げる者のうち必要があると認めるものについては、町民税を減免する。</p>	<p>第51条 削除</p>
<p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者</p>	
<p>(2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p>	
<p>(3) 学生及び生徒</p>	
<p>(4) 公益社団法人、公益財団法人及びその他これらに類するもの</p>	
<p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	
<p>(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</p>	
<p>(2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額</p>	

新	旧
(4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格	
(5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況	
3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。	
第72条～第73条 【略】 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)	第72条～第73条 【略】 (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)
第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、美瑛町手数料徴収条例 _____の定めるところによる。ただし、 法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。	第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、美瑛町手数料徴収条例（平成12年美瑛町条例第28号。次条において同じ。）の定めるところによる。ただし、 法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。
第73条の3～第81条の7 【略】 (環境性能割の減免)	第73条の3～第81条の7 【略】
第81条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものについては、環境性能割を減免する。	
2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。	
第82条～第88条 【略】 (種別割の減免)	第82条～第88条 【略】

新	旧
<p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものについては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有する者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有する者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあつては、戦傷病者手帳と</p>	<p>第90条 削除</p>

新	旧
<p>する。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p>	
<p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p>	
<p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p>	
<p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p>	
<p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p>	
<p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</p>	
<p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使</p>	

新	旧
<p>いて同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>_____</p>
<p>(2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価格並びに税額</p>	<p>_____</p>
<p>(3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況</p>	<p>_____</p>
<p>3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p>	<p>_____</p>
<p>附 則 第1条～第15条の6 【略】 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</p>	<p>附 則 第1条～第15条の6 【略】</p>
<p>第15条の7 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p>	<p></p>

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

子ども・子育て支援法の一部改正による施設等利用給付の創設に伴う文言の整理と、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化となることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 施設等利用給付の創設に伴い、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。
- (2) 3歳から5歳までの全ての子どもの利用料を無償とする。
- (3) 0歳から2歳までの子どもについては、従来の生活保護世帯に加えて住民税非課税世帯の利用料を新たに無償とする。

3 施行期日

令和元年10月1日

新	旧
<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育を受ける1号認定子ども及び特定教育・保育、特別利用教育、特定利用地域型保育又は特例保育を受ける2号認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある2号認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。))を除く。</u>に係る保育料は、0円とする。</p> <p>(2) <u>特定教育・保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育を受ける2号認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある2号認定子どもに限る。)</u>及</p>	<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>(3) 3号認定子ども 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる<u>支給認定子ども</u>に係る小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>1号認定子どもに該当するもの 別表第1に定める額</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) <u>2号認定子ども及び3号認定子どもに該当するもの 別表第2に定める額</u></p> <hr/> <hr/>

新	旧
<p><u>び3号認定子どもに係る保育料は、別表による階層区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。</u></p> <p>2 特例保育（法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。）を受ける<u>教育・保育給付認定子ども</u>に該当するものの利用者負担額は、美瑛町へき地保育所条例（昭和43年美瑛町条例第8号）第6条に定める額とする。</p> <p>3 町内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額は、<u>第1項第2号</u>に定める額の半額とする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第4条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者から前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>（利用者負担額の減免）</p> <p>第5条 町長は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者が正当な理由により特に必要があると認めるときは、第3条の規定により徴収すべき利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（施行規定）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>2 特例保育（法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。）を受ける<u>支給認定子ども</u>に該当するものの利用者負担額は、美瑛町へき地保育所条例（昭和43年美瑛町条例第8号）第6条に定める額とする。</p> <p>3 町内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額は、<u>第1項</u>に定める額の半額とする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第4条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者から前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>（利用者負担額の減免）</p> <p>第5条 町長は、<u>支給認定保護者</u>又は扶養義務者が正当な理由により特に必要があると認めるときは、第3条の規定により徴収すべき利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（施行規定）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

新	旧																											
<p>2 この条例の施行の日前に受けた教育・保育に係る利用者負担の額については、なお従前の例による。</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分</th> <th style="text-align: center;">利用者負担額 (月額)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">階層 区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">定義</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1</td> <td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯</td> <td>市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみ の世帯</td> <td style="text-align: center;">ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外 0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3</td> <td>市町村民税所得割の額 77,100円以下の世帯</td> <td style="text-align: center;">ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外 4,700円 5,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4</td> <td></td> <td>市町村民税所得割の額211,200円以下の世帯</td> <td style="text-align: center;">10,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5</td> <td></td> <td>市町村民税所得割の額211,201円以上の世帯</td> <td style="text-align: center;">15,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに</p>	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)	階層 区分	定義			第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円	第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみ の世帯	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外 0円	第3	市町村民税所得割の額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外 4,700円 5,700円	第4		市町村民税所得割の額211,200円以下の世帯	10,300円	第5		市町村民税所得割の額211,201円以上の世帯	15,500円
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)																									
階層 区分	定義																											
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0円																									
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割の額のみ の世帯	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外 0円																									
第3		市町村民税所得割の額 77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外 4,700円 5,700円																									
第4		市町村民税所得割の額211,200円以下の世帯	10,300円																									
第5		市町村民税所得割の額211,201円以上の世帯	15,500円																									

新	旧
	<p><u>附則第45条の規定は適用しないものとする。</u></p> <p><u>2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p><u>3 支給認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者</u></p> <p><u>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者</u></p> <p><u>4 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。</u></p>

新	旧
	<p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる在宅障害児等を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p>エ <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</u></p> <p>5 <u>1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が77,101円以上の世帯で同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</u></p>

新	旧																																																																
	<p>6 所得割額が77,100円以下の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>7 所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</p> <p>8 この表の利用者負担額の欄に掲げる金額には、食事の提供に係る負担金を含まない。</p>																																																																
	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">階層区分</th> <th rowspan="3">定義</th> <th colspan="6">利用者負担額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3号認定</th> <th colspan="4">2号認定</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3歳未満児の場合</th> <th colspan="2">3歳児</th> <th colspan="2">4歳以上児の場合</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>標準時間</th> <th>短時間</th> <th>標準時間</th> <th>短時間</th> <th>標準時間</th> <th>短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）</td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2</td> <td>第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの市町村民税非課税世帯</td> <td>ひとり親世帯等</td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親世帯等以外</td> <td>6,000円</td> <td></td> <td>4,000円</td> <td></td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3</td> <td rowspan="2">利用者負担額の算定にあつては前年分のみの世帯</td> <td>市町村民税均等割の額</td> <td>11,700円</td> <td></td> <td>9,700円</td> <td></td> <td>9,700円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親世帯</td> <td>12,700円</td> <td></td> <td>10,700円</td> <td></td> <td>10,700円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	定義	利用者負担額（月額）						3号認定		2号認定				3歳未満児の場合		3歳児		4歳以上児の場合				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円		0円		0円	第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円		0円		0円	ひとり親世帯等以外	6,000円		4,000円		4,000円	第3	利用者負担額の算定にあつては前年分のみの世帯	市町村民税均等割の額	11,700円		9,700円		9,700円	ひとり親世帯	12,700円		10,700円		10,700円
階層区分	定義			利用者負担額（月額）																																																													
				3号認定		2号認定																																																											
		3歳未満児の場合		3歳児		4歳以上児の場合																																																											
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間																																																										
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円		0円		0円																																																										
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円		0円		0円																																																										
	ひとり親世帯等以外	6,000円		4,000円		4,000円																																																											
第3	利用者負担額の算定にあつては前年分のみの世帯	市町村民税均等割の額	11,700円		9,700円		9,700円																																																										
		ひとり親世帯	12,700円		10,700円		10,700円																																																										

新		旧				
		の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民	及び市町村帯等以外の 民税所得割の額48,600円未満の世帯			
第4	税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割の額48,600円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	14,600円	12,000円	12,000円
第5		市町村民税所得割の額77,101円以上97,000円未満の世帯	ひとり親世帯等以外	15,600円	13,200円	13,200円
第6		市町村民税所得割の額97,000円以上169,000円未満の世帯		19,500円	17,500円	17,500円
第7		市町村民税所得割の額169,000円以上235,000円未満の世帯		24,000円	21,600円	21,600円
第8		市町村民税所得割の額235,000円以上の世帯		35,600円	27,600円	22,700円
				48,800円	27,600円	22,700円
		備考				
		1 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。				
		2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に				

新	旧
	<p>属する者が<u>地方自治法第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p>3 <u>支給認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者</u></p> <p>4 <u>この表の3歳未満児とは、保育を実施する日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。以下、3歳児、4歳以上児も同様とする。</u></p>

新	旧
	<p>5 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <p>6 1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子ども</p>

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例 新旧対照表

令和元年9月18日
第6回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
		<p>から順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>7 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>8 所得割額77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</p> <p>9 市町村民税非課税世帯におけるこの表の適用については、2人目以降無料とする。</p>	
別表（第3条関係）			
各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義	標準時間	短時間
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯		0円
第2	第1階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外	0円
第3	4月分から8月分までの市町村民税均等割の額のみの世帯及び市町村民税		11,700円

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例 新旧対照表

令和元年9月18日
第6回美瑛町議会定例会資料

新				旧	
	用者負担額の算定にあつて	所得割の額 48,600 円未満の世帯	ひとり親世帯等以外		12,700 円
第4	は前年度分の、当該年度の9月分から	市町村民税所得割の額 48,600 円以上 77,101 円未満の世帯	ひとり親世帯等		14,600 円
			ひとり親世帯等以外		15,600 円
第5	3月分にあつては当該年度	市町村民税所得割の額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯			19,500 円
第6	分の市町村民税の額の区分	市町村民税所得割の額 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯			24,000 円
第7	が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税所得割の額 169,000 円以上 235,000 円未満の世帯			35,600 円
第8		市町村民税所得割の額 235,000 円以上の世帯			48,800 円
備考					
1 <u>所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。</u>					
2 <u>教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u>					

新	旧
<p>3 <u>教育・保育給付認定保護者が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する母で、扶養親族（地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）又は生計を一にする子を有する者</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下である者</u></p> <p>4 <u>「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。</u></p> <p>(1) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる在宅障害児等を有する世帯</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p>イ <u>療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p>ウ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25</u></p>	

新	旧
<p>年法律第123号) 第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <p>5 1による市町村民税所得割の額(以下「所得割額」という。)が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>6 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>7 所得割額77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</p>	

美瑛町保育所条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

子ども・子育て支援法施行令の一部改正による美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正及び、児童福祉法の規定に基づく措置保育利用に対応するため本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担額に関する条例の改正に伴い、保育料の徴収規定の改正を行う。
- (2) その他文言の整理を行う。

3 施行期日

令和元年10月1日

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定により保育を必要とする乳児、幼児及びその他の児童(以下「保育児童」という。)の保育施設として美瑛町保育所(以下「保育所」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第3条 【略】</p> <p>(保育料_____の徴収)</p> <p>第4条 町長は、保育所から保育の提供を受けた子どもの保護者から保育料を徴収する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の保育料の額は、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例(平成28年美瑛町条例第3号)第3条第1項に定める利用者負担額に相当する額とする。ただし、町の区域外から入所する保育児童の保護者から徴収する額は、その市町村が定める額とする。</p> <p>(保育料_____の減免)</p> <p>第5条 町長は、保護者_____が正当な理由により特に必要があると認めるときは、保育料_____を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第6条～第7条 【略】</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定により保育を必要とする乳児、幼児その他の児童_____の保育施設として美瑛町保育所(以下「保育所」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第3条 【略】</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第4条 町長は、保育所から保育の提供を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例(平成28年美瑛町条例第3号)第3条第1項第2号に定める利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)を徴収する。この場合において、町の区域外に居住する支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する額は、居住する市町村が定める額とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第5条 町長は、支給認定保護者又は扶養義務者が正当な理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第6条～第7条 【略】。</p>

美瑛町へき地保育所条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正及び、児童福祉法の規定に基づく措置保育利用に対応するための文言の整理、また、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化となることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 3歳から5歳までの全ての子ども利用料を無償とする。
- (2) 0歳から2歳までの子どもについては、従来の生活保護世帯に加えて住民税非課税世帯の利用料を新たに無償とする。
- (3) その他文言の整理を行う。

3 施行期日

令和元年10月1日

新	旧
<p>第1条 保育を要する乳児、幼児及びその他の児童（以下「保育児童」という。）の福祉の増進を図るため、美瑛町立へき地保育所（以下「へき地保育所」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第4条 【略】 （入所の承認）</p> <p>第5条 へき地保育所に保育児童を入所させようとする<u>保護者</u>は、町長の承認を受けなければならない。 （<u>保育料</u>の徴収）</p> <p>第6条 <u>町長は、へき地保育所に入所させた保育児童の保護者</u>から、入所期間に応じて毎月別表に定める<u>保育料</u>を徴収する。</p> <p>2 前項において、月の途中において入退所する場合の<u>保育料</u>は、その月の15日以前の退所又は16日以後の入所については、半額とする。 （<u>保育料</u>の減免）</p> <p>第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、<u>保育料</u>を減免することができる。 （<u>保育料</u>の不還付）</p> <p>第8条 <u>既納の保育料</u>は、還付しない。ただし、町長が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （入所の承認の取消し）</p> <p>第9条 【略】 （1）～（2） 【略】 （3） <u>保護者</u>がこの条例又はこの条例に</p>	<p>第1条 保育を要する乳児、幼児又はその他の児童（以下「保育児童」という。）の福祉の増進を図るため、美瑛町立へき地保育所（以下「へき地保育所」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第4条 【略】 （入所の承認）</p> <p>第5条 へき地保育所に保育児童を入所させようとする<u>支給認定保護者又は扶養義務者</u>は、町長の承認を受けなければならない。 （<u>利用者負担額</u>の徴収）</p> <p>第6条 <u>へき地保育所</u>に入所させた保育児童の<u>支給認定保護者又は扶養義務者</u>から、入所期間に応じて毎月別表に定める<u>利用者負担額</u>を徴収する。</p> <p>2 前項において、月の途中において入退所する場合の<u>利用者負担額</u>は、その月の15日以前の退所又は16日以後の入所については、半額とする。 （<u>利用者負担額</u>の減免）</p> <p>第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、<u>利用者負担額</u>を減免することができる。 （<u>利用者負担額</u>の不還付）</p> <p>第8条 <u>既納の利用者負担額</u>は、還付しない。ただし、町長が、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （入所の承認の取消し）</p> <p>第9条 【略】 （1）～（2） 【略】 （3） <u>支給認定保護者又は扶養義務者</u>がこの条例又はこの条例に</p>

新			旧		
<p>基づく規則に違反したとき。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>第10条～第12条 【略】</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>保育料</u>の徴収に関する業務</p> <p>(3)～(4) 【略】</p> <p>第14条 【略】</p>			<p>基づく規則に違反したとき。</p> <p>(4) 【略】</p> <p>第10条～第12条 【略】</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第13条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>利用者負担額</u>の徴収に関する業務</p> <p>(3)～(4) 【略】</p> <p>第14条 【略】</p>		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
	各月初日の <u>保護者</u> の属する世帯の階層区分	保育料 (月額)		各月初日の <u>支給認定保護者</u> の属する世帯の階層区分	利用者負担額 (月額)
階層区分	定義		階層区分	定義	
生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯)	0円	生活保護世帯	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円

新				旧			
市町村民 税非課税 世帯	生活保護世帯を除き当該年 度の4月分から8月分ま での保育料の算定に あっては前年度分の、当	ひとり親世 帯等	0円	市町村民 税非課税 世帯	生活保護世帯を除き当該年 度分の4月から8月分ま での利用者負担額の算定に あたっては前年度の、当	ひとり親世 帯等	0円
		ひとり親世 帯等以外	0円			ひとり親世 帯等以外	1,500円
市町村民 税課税世 帯	該年度の9月分から3月分 にあつては当該年度分の市 町村民税の額の区分が左欄 の区分に該当する世帯		3,000円	市町村民 税課税世 帯	該年度の9月分から3月分 にあつては当該年度分の市 町村民税の額の区分が左欄 の区分に該当する世帯		3,000円
備考				備考			
1 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。				1 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。			
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯				(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯			
(2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯				(2) 次に掲げる在宅障害児等を有する世帯			
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者				ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者			
イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者				イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者			
ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者				ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受けた者			
エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象				エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象			

新	旧
<p>児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) <u>保護者</u>の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <p>2 階層区分が市町村民税課税世帯に該当する世帯のうち、所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額（ただし、同法第314条の7、<u>第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童を入所させている場合は、2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</u></p> <p>3 <u>保護者</u>又は<u>当該保護者</u>と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 <u>保護者</u>が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3</p>	<p>児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) <u>支給認定保護者</u>の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <p>2 階層区分が市町村民税課税世帯に該当する世帯のうち、所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額（ただし、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、<u>附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童を入所させている場合は、2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</u></p> <p>3 <u>支給認定保護者</u>又は<u>当該支給認定保護者</u>と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 <u>支給認定保護者</u>が次のいずれかに該当する者であるときは、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する寡婦（寡夫）控除及び同条第3</p>

新	旧
<p>項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する母で、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)又は生計を一にする子を有する者</p> <p>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が500万円以下である者</p> <p>5 市町村民税課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯のうち、その所得割額が57,700円未満の世帯であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>6 階層区分が市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</p> <hr/> <hr/>	<p>項に規定する寡婦控除を適用して所得割の額を算定するものとする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する母で、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)又は生計を一にする子を有する者</p> <p>(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する父で、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が500万円以下である者</p> <p>5 市町村民税課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯のうち、その所得割額が57,700円未満の世帯であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>6 階層区分が市町村民税課税世帯である世帯のうち、その所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</p> <p><u>7 階層区分が市町村民税非課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯におけるこの表の適用については、最年長の子どもから2人目以降無料とする。</u></p>